

消費者と事業者をつなぐSDGs

NPO 法人 消費生活ネットワーク新潟
理事長 堀田 伸吾

去る10月8日、一般社団法人エシカル協会代表理事の末吉里花さんをメイン講師にお迎えし、オンラインセミナー「今こそ『持続可能な消費生活』を考えよう！～消費者と事業者をつなぐSDGs～」を開催しました（新潟県弁護士会主催、消費生活ネットワーク新潟共催、SDGsにいがた準備会後援）。

「SDGs（エスディー・ジーズ）」という言葉はまだ耳慣れないという方もおられるかと思います。SDGsとは、2015年の国連サミットで採択された、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。世界各地でさまざまな問題が深刻化する中、2030年までの間に、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会を目指しているという国際的な目標で、貧困、環境、平和など、

17のテーマから構成されています。そのテーマの中には、「つくる責任・つかう責任」など、消費生活と密接に関わるものもいくつか含まれています。

今回のセミナーのキーワードは、「消費者と事業者をつなぐ」。末吉さんからは、エシカル（＝倫理的）な暮らし方をものさしとして、持続可能な社会のために私たちにできることをお話いただきました。モノの過去・現在・未来というストーリーを考えて消費すること、そのために消費者と事業者が、おたがいさま・おもいやりの気持ちを持ち、影響をしっかりと考えて取り組んでいくことが大切であるという末吉さんのお話は、大変わかりやすく素晴らしい内容でした。

また、地元事業者の取り組みとして、減塩商品を中心にSDGsに積極的に取り組んでおられる一正蒲鉾株式会社さんより実践報告をいただきました。

私の方からは、適格消費者団体を目指す消費生活ネットワーク新潟の活動を、SDGsの視点から紹介させていただきました。私たちの出発点は、消費者の「声」。それを事業者に届ける活動を通して、バランス・調和のとれた持続可能な消費生活を実現していくことは、これからの社会の中で、私たち消費生活ネットワーク新潟の大きな活動指針になっていくものと思います。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



くお知らせとお願い

「弁護士による消費生活電話相談の日」毎月第4水曜日に開設しました

相談内容 消費生活に関する不当な勧誘行為・契約条項・表示についての情報提供をお寄せください。弁護士が皆様のお話を直接伺います。なお、情報収集を目的に実施するため、個別トラブルのあっせん解決は行いませんのでご了承ください。

相談は無料です（30分以内）

☎ 025-384-4021

相談日 2020年10/28、11/25、12/23 2021年1/27、2/24、3/24 **時間** 13:00～15:00

「寄付のお願い」当法人の活動趣旨にご賛同いただける方からの寄附金を広く受け付けています

払込先 ゆうちょ銀行 加入者名 「NPO 法人 消費生活ネットワーク新潟」

口座記号 00550-3 口座番号 52165

※通信欄に「寄付金」、「ご住所・お名前・電話番号」をご記入ください

～令和2年度秋 適格消費者団体連絡協議会 参加報告～

令和2年度適格消費者団体連絡協議会が9月5日開催されました。コロナ禍のためWEBでの開催となりましたが、3つの特定適格消費者団体、18の適格消費者団体と11の適格認定を目指すNPO合わせて32の団体の参加となりました。

この会議は年2回行われていて、各団体はこれまでの活動として被害に遭われた消費者の被害回復の状況や不当な表示などの差止請求の状況などを報告します。また、消費生活ネットワーク新潟のような適格認定を目指している団体にとっては、認定を受ける上での課題（財源の確保など）解決に向けての情報交換の場でもあります。被害回復報告の一例ですが、全国ニュースでも大きく取り上げられた東京医科大学の入試で女性と浪人生を不利益扱い（合格に必要な点数の操作）した事件の東京地方裁判所で、一定の賠償判決がでたことの報告がありました。

各団体の報告からは、弁護士の方々や関係者の奮闘と共に、消費者被害をなくそうとする熱い思いが伝わってきました。

今後の2021年3月13日（土）開催もWEBでの開催となります。 理事 岡田 雅彦

教えて！ 民法改正

シリーズ② 消滅時効

督促状

副理事長 江花 史郎

2020年4月に改正民法が施行され、債権法（契約等に関する部分）が変わりました。今回は、大きな改正点の一つである「消滅時効」について、解説します。

消滅時効とは、債権者（例えば、お金を貸した人）が一定期間権利を行使しないことによって債権（例えば、お金を返してもらう権利）が消滅する制度のことです。

（飲み屋のツケの時効は何年？）



これまでは、職業別の債権については、その種類によって、時効期間が異なっていました。例えば、飲食代金は1年、工事の請負代金は3年、など細かく区別されていました。改正民法では、これらの職業別の短期消滅時効の定めを廃止し、時効期間は原則として5年になりました。

「飲み屋のツケの時効は1年」なんて言われてきましたが、今後は5年になります。

（いつから起算する？）

改正民法では、原則として、「権利を行使できることを知ったときから5年」または「権利を行使できることを知らなくても、行使できるときから10年」で債権が時効消滅します。例えば、飲食代金については、債権者（飲食店）が権利を行使できることを知ったときは、飲食したときでしょうから、そこから5年で時効が完成します。過払金返還請求権などについて、権利を行使できることを知らなかった場合でも、法的には取引終了時から権利を行使できるので、そこから10年で時効が完成します。

（注意！ 昔の借金の取り立てが来たら、払わずにまずは相談を）

時効期間が過ぎた債権について、貸金業者等が債務者（借りた人）に対して督促状を送ることがあります。時効期間が経過していても、債務者が消滅時効を「援用」しないかぎり、債権は消滅しないからです。援用前に弁済をしてしまうと、消滅時効の主張ができなくなってしまうので、注意してください。督促状が届いた場合でも、最後の取引から5年を経過していれば、消滅時効が完成している可能性がありますので、弁済をする前に、法律の専門家等に相談してみてください。時効が完成していれば、消滅時効の援用の通知を貸金業者等に発出することで、その後の督促は止まるでしょう。